

令和6年度 高崎市移住支援金対象チェックリスト

1 前提条件

| | |
|---|--------------------------|
| ① 申請時において転入日の翌日から起算して1年以内である。 | <input type="checkbox"/> |
| ② 会社からの命令（転勤・出向・研修等）ではなく、自己の意思により移住した。 | |
| ③ 高崎市には、申請日から継続して5年以上居住する意思がある。 | |
| ④ 暴力団等反社会的勢力と関係を有する者でない。 | |
| ⑤ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する。 | |

2 移住元に関する要件

(1) 転入する直前の1年間について（いずれかに該当）

| | |
|--|--------------------------|
| ① 転入する直前に連続して1年以上、東京23区に在住していた。（※1） | <input type="checkbox"/> |
| ② 転入する直前に連続して1年以上、東京圏（※2）に在住し、かつ東京23区へ通勤していた。（※3・※4） | <input type="checkbox"/> |

※1）本事業における『在住』とは、住民票を置いていることをいう。

※2）東京圏とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。ただし、条件不利地域を除く。（高崎市HP参照）

※3）東京23区への『通勤』は、被用者又は雇用者の場合、雇用保険加入期間に限る。

※4）連続しての『通勤』は、3カ月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱うことができる。

(2) 転入する直前の10年間について（いずれかに該当）

| | |
|---|--------------------------|
| ① 『東京23区に在住していた期間』が通算5年以上ある。 | <input type="checkbox"/> |
| ② 『東京圏に在住し、かつ東京23区へ通勤していた期間（※）』が通算5年以上ある。 | <input type="checkbox"/> |
| ③ 『東京23区に在住していた期間』と『東京圏に在住し、かつ東京23区へ通勤していた期間（※）』を合計すると5年以上ある。 | <input type="checkbox"/> |

※）東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合、通勤期間に通学期間を合算することができる。

3 地域の担い手要件（ア～オのいずれかの要件に該当）

| | |
|--|--------------------------|
| ア 就業（一般） ①群馬県または他の都道府県が開設しているマッチングサイトに掲載されている、移住支援金の対象求人により就職している。また、求人への応募日は、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降である。 ②就業先は、3親等以内の親族が代表、取締役などを担う法人ではない。 ③就業先には、移住支援金申請日から継続して5年以上勤務する意思を有している。 ④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用である。 ⑤勤務地は、東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在する。 ⑥週20時間以上の無期雇用契約にもとづいて就業し、申請時において在職している。 | <input type="checkbox"/> |
| イ 就業（専門人材） ①内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業する。 ②就業先には、移住支援金申請日から継続して5年以上勤務する意思を有している。 ③転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用である。 ④勤務地は、東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在する。 ⑤週20時間以上の無期雇用契約にもとづいて就業し、申請時において在職している。 ⑥目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではない。 | <input type="checkbox"/> |

| | | | |
|---|---------------------|---|---|
| ウ | テレワーク | <p>①所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。</p> <p>②国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていない。</p> <p>③出社する頻度は、勤務日数の1/5以内である。</p> <p>④通勤手当は支給されていない、もしくは実費支給である。</p> | □ |
| エ | 関係人口（ア）～（オ）のいずれかに該当 | <p>（ア）【本店・支店】：本市に本店、又は支店が存する企業等に勤務歴があること。</p> <p>①申請日時点で本（支）店が存在する。</p> <p>②勤務地週20時間以上の無期雇用契約である。</p> <p>（イ）【直接取引】：本市で生産された物品等の直接取引を行っていること。</p> <p>①市内の一次産業生産者により生産された農畜産物等（野菜、果物、乳製品等）である。</p> <p>②農家や生産者集団、協同組合等から直接買い付けを行っている。</p> <p>③おおよそ1年以上の継続的な取引を行っている。また、取引伝票等で直接取引を行っていることを証明できる。</p> <p>④消費者への提供や販売を行っている（自家消費ではない）。</p> <p>⑤法人に勤務している場合、取引に関わる業務に従事している。</p> <p>（ウ）【通勤・通学歴】：本市に通勤・通学歴があること。（いずれかに該当）</p> <p>【通勤歴】</p> <p>①雇用保険の被保険者として通勤していた。</p> <p>②本（支）店、営業所、店舗等、常設の事務所等への勤務である。（派遣先、仕事現場の場合は対象外）</p> <p>【通学歴】</p> <p>学校が発行する証明書（卒業証書や在籍証明書等）で証明できる。</p> <p>（エ）【居住歴】：本市に居住歴があること。</p> <p>過去に高崎市に居住していたことが「戸籍の附票」または「住民票の除票の写し」に記載されている。</p> <p>（オ）【親族居住】：本市に親族が居住していること。</p> <p>①2親等以内の親族である。（祖父母、両親、兄弟姉妹、子、孫）</p> <p>②親族は、高崎市に令和3年3月31日以前から申請日時点まで居住している。</p> <p>③親族が姻族の場合、令和3年3月31日以前から姻族関係がある。</p> | □ |
| オ | 起業 | 群馬県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を申請日の1年以内に受けている。 | □ |

4 世帯に関する要件（世帯で申請する場合）

| | | |
|---|--|---|
| ① | 申請者を含む2人以上の世帯員が転入直前の市区町村において、同一世帯に属していた。 | □ |
| ② | 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内である。 | □ |
| ③ | 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等反社会的勢力と関係を有する者でない。 | □ |